

# 3月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成26年3月27日(木)	
開催日時	午後3時00分	
開催場所	市役所別館 3階会議室	
出席委員	委員長 末次徳嘉 委員 諫本憲司 教育長 合原多賀雄	委員長職務代理者 永山真江 委員 田島みき
出席参与	教育次長 高倉謙市 学校教育課長 江嶋久典 文化財保護課長 財津俊一 咸宜園教育研究センター 兼 世界遺産推進室係長 工藤聖二 人権・同和教育室長 森田寿美香	教育総務課長 佐藤公明 社会教育課長 北村羊 博物館長 河津美広 淡窓図書館長 池永晃 学校給食課長 穴井安夫
書記	教育総務課主幹 兼 総務企画係長 松岡政則	
附託議案	教育長報告 議案第19号 日田市スクールバスの管理及び運行に関する規則第2条に定める日田市教育委員会が定める地域の一部改正について 議案第20号 日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正について 議案第21号 日田市いじめ防止基本方針について 議案第22号 日田市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第23号 咸宜園教育研究センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程の一部改正について 議案第24号 日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部を改正について 議案第25号 日田市社会教育指導員の委嘱について 議案第26号 小野小学校「平成24年度卒業生向けアルバム」等の配付遅延事案にかかる教職員の指導処分の判断に	

	について
議案第 27 号	日田市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第 28 号	日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
協議事項	日田市老人保健福祉計画策定委員会委員の推薦について
報告第 7 号	平成 26 年 2 月期分寄附採納について
報告第 8 号	教育委員会制度改革の概要報告について

委 員 長	(委員長あいさつ) それでは議事に移ります。 それでは前回の議事録の確認ということで、2月に本会議がありまして、会議録を閲覧してるとと思います。内容等についてお尋ねがありましたらしていただきたいと思います。
永 山 委 員	単なる字が抜けてるだけですが、2月の定例委員会の17ページで、永山の発言で上から3つ目のところ、「公表のときにどうしてこの評価かわからない」と言ったと思うので、それで訂正をお願いします。
書 記	17ページの永山委員の3つ目の発言の中で、「どうしてこの評価わからない」となっているところを、「評価かわからない」ということで、「か」を加えさせていただきます。
委 員 長	この本会議終了後、議事録確認と署名をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。 教育長さん、御報告ありますか。
教 育 長	私も3月は議会があり、人事異動があり、卒業式がありまして、大変忙しい月だったんですが、私も三隈中と咸宜小に出席させていただきました。 三隈中では、淡窓先生の立志についての話をさせていただきました。15歳になったら、もう江戸時代は社会人の1人として生きていくだけの言葉だとか、しぐさができるようになっていたんだよっていう話をして、淡窓先生も19歳で滋賀県の彦根の藩に先生として迎えられるはずだったけど、秋子さんが亡くなつたから日田市から離れられなくなつたんだよという話、そして24歳まで病気と闘って、自分の立志はどうしたらいいかなという迷いがあつたんだよということを話しました。 子どもたちも、これから高校に進む子どもたちがほとんどですが、これから大学出るまでにいろいろ自分がどうやって生きていくかということについては思い悩むだろうなというふうに思いました。 咸宜小では、今の6年生は工事現場に通つて授業を受けたようなことでございましたから、そのお礼というか、おわびというか、そういうつもりで話をしました。

	<p>咸宜小の子どもたちは、やっぱりすごいなと思ったんですね。6年生の贈る言葉の中に、「私たちは咸宜小を誇りに思います」と、なかなか6年生で誇りに思いますということは言えないだろうなと思いましたけれども、やっぱり咸宜小を卒業するということは、それだけの誇りと自信があって、これから生きていく上で随分力になるだろうなと思いました。</p> <p>きょう、先生方の人事異動の内示といいますか、発表が新聞紙上に出ておりましたから、子どもたちもだいぶん心の中で、あの先生どっかに行くんだなというような思いがしてるんじゃないかなと思っています。3月は本当に去っていって非常に早いんですが、4月、新しい人生の門出を彼らも送ってくれるといいなと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>それでは、早速議事に入りたいと思います。議案第19号の説明をよろしくお願ひします。教育長。</p>
教 育 長	<p>議案第19号日田市スクールバスの管理及び運行に関する規則第2条に定める日田市教育委員会が定める地域の一部改正について、教育総務課、お願ひします。</p>
教育 総務 課 長	<p>それでは、議案第19号でございます。議案集の1ページから2ページでございます。</p> <p>本案につきましては、2ページを開いていただきまして、改正理由にございますとおり、日田市立津江小学校の移転及び日田市立津江中学校寄宿舎の廃止に伴いまして、スクールバスの運行対象となる地域を見直しましたことから、必要な措置を講じるものでございます。</p> <p>具体的には、1ページに戻っていただきまして、改正後において、まず、津江小学校でございますが、上野田自治会を追加をさせていただいております。それから、津江中学校では新たにスクールバスを運行いたしますので、今回、対象の自治会全てを追加をさせていただくものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>19号議案の説明がありました。御質問してください。</p>
諫 本 委 員	<p>今回スクールバスの対象地区が変わることでこの議案が出</p>

	てると思うんですけども、これは旧郡部に行けば特に生徒がいなくなったりして運行する場所が変わったりします。それによって対応しながら毎年変えていくというようなことなんですかね。
教育総務課長	例えば、その集落に子どもさんがいなくなったとかいうことで除外してもよいのではないかという考え方もございましょうが、例えば転入とかそういったことも考えられるということではありますので、基本的には自治会、その対象エリア的なものは全てこの中に盛り込もうと、そういう考え方では今おります。
諫本委員	今回のもので一応のエリアは網羅しているということですか。
教育総務課長	はい。
委員長	よろしいですか。 (「はい。」の声あり) それでは、議案第19号、原案のとおり議決といたします。 続きまして、議案第20号、御説明をお願いします。
教育長	議案第20号日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正について、教育総務課お願いします。
教育総務課長	続きましては、議案第20号でございます。議案集で申し上げますと3ページから続く12ページまでが該当部分でございます。 本案につきましては、12ページを開いていただきますとここに改正理由がございますが、小野地区の児童生徒のうち、規定になかったバス停から乗車し通学する者が予定されること、また、上中津江地区及び大山地区にスクールバスが運行されることに伴いまして、当該補助の対象から削除するものといたしております。 なお、大山地区につきましては、実際には平成25年度からスクールバスを運行いたしておりますので、当該規定に基づきまして、公共交通など通学費補助を行う例は本年度から実際はございませんでした。この点、改正そのものがこの時期になったことはおわり申し上げたいと思っております。 具体的にはもとに戻っていただきまして、4ページになりますけれども、改正後で下線を引いた部分、こういったところを追加をさせていただいております。

	<p>また、その下、改正前から太字で囲った部分ございますが、この部分につきましては、改正後において削除をさせていただいております。</p> <p>また、6ページ以降でございますけど、これにつきましては号数を各号数繰り上げて整理をさせていただいております。</p> <p>また、11ページになりますけれども、附則といたしまして、実施時期を平成26年4月1日といたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>ありませんでしょうか。</p> <p>この補助に該当する生徒数、児童生徒数、どのくらいですか。</p>
教育総務課長	<p>例えば平成26年度でこの該当する子どもたちということで申し上げますと、小野小学校で19名を予定いたしております。おおよそ92万円程度の予算となります。それから、中学校で申しますと、戸山中学校になりますけれども、あわせて7名対象者を予定しております。おおよそ97万円ぐらいの予算を設定いたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>御質問ありませんから、原案のとおり可決をいたします。</p>
教 育 長	<p>議案第21号日田市いじめ防止基本方針について、学校教育課、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課でございます。議案第21号日田市いじめ防止基本方針についてでございますが、別紙資料でおつけしております「日田市いじめ防止基本方針案」をこのとおり策定してよいかどうかお諮りするものでございます。</p> <p>まず、お手元にいじめの防止等のための基本的な方針、概要という資料をおつけいたしております。平成25年度、既にいじめ防止対策推進法が施行されております。この法の施行に基づきまして、日田市としても所要の措置を講じるものでございます。</p> <p>まず、1枚目の真ん中ほど、2番のところを見ていただきたいのですが、地域基本方針を定めることが望ましいということになって</p>

おります。したがいまして、日田市としてもこういったいじめ防止の基本方針を定めることが望ましいと読むことができます。

「望ましい」という表現になっておりますが、その下の3番のところでございますが、1つ目の白丸のところに、学校におきましては実施すべき施策として学校いじめ防止基本方針の策定というのが上げられております。

ここを見ますと、学校は必ずいじめに対する基本的な方針、取り組みの内容等を定めるということになっておりますので、日田市教育委員会においては、この基本方針について定めることを考えたところでございます。

既に国の方針が示され、2月末には県の未定稿ではございましたけれども、方針がおりてまいりました。これを受けまして、日田市独自にこれまで取り組んできた中身を盛り込んだ上で別冊のとおり、「日田市いじめ防止基本方針案」を御提案させていただくものでございます。

この方針の内容ですけれども、1枚めくっていただきまして1ページのところには、目次の中で第1、第2、第3というふうに大きく3つに分けて策定させていただいているところでございます。

特に、この方針の策定のもとになりました第3「重大事態への対処」というものについても、今回改めてこちらのほうに新たに備えさせていただくという内容になっております。

全てを申し上げるわけにはいきませんので、15ページをまずお願ひいたします。事前に資料についてはお配りをして、中身については目を通していただいたと思っておりますけれども、ここに「いじめ防止等のための日田市立小中学校の取組」というものを上げております。

この中で2番でございます。組織の設置ということで、この中の3行目に「校内いじめ防止等対策委員会」を設置するというふうにまずいたしております。現在、各学校ではもう既にこういった委員会は備えておりまして、学校の中でいじめ問題に組織的に対応するという形をとっております。

その内容を次の16ページから17ページにかけて、上げさせていただいているところであります。したがいまして、現在でも学校の教員だけではなく、例えばスクールカウンセラーの方に学校に来ていただいておりますので、御相談を申し上げたり、情報の共有を図ったり、学校の中で対応できる分についてはこういった関係者との連携を図りながら、いじめの問題への対応を進めているところで

ございます。

今回、推進法の施行によりまして、新たに入ってきたものといたしまして、もう一度こちらのほうの概要版の資料の最後のページを見ていただきたいのですが、これが今回国のほうから示されております組織の設置イメージでありまして、真ん中に学校というものがあります。今回この法の第22条によって、いじめの防止等の対策のための組織をつくるということになっておりますが、これが直接的に先ほどの15ページにある校内のための組織とは同じものではありません。

今回この第22条に定められておりますこの組織につきましては、必ず学校に置かなければならぬという組織になっておりまして、校内でつくる、先ほど申し上げました防止等対策委員会とは別に専門委員さんとかを必ずこの中に置くべきであるという内容になっております。例えば、臨床心理士の方であるとか、精神科医であるとか、それから弁護士であるとかといったことになっております。

しかしながら、日田市の実情を考えましたときに、全ての学校にそういった組織を設置しておくということは不可能に近いということになります。したがいまして、今回考えましたのが、その上の段でございますけれども、地方公共団体、特に教育委員会の附属機関として組織を設置することができるということになっております。

今回、各学校には置けない実情がありますので、学校の中だけでは対応が非常に難しくなってきたような問題について、私どもの教育委員会とこれまで連携をとってまいりましたけれども、さらに新たな組織をつくって、この中に今申し上げましたような専門委員さんに常駐をしていただいて、こういった会が持てるよう、仮称ではありますけれども、「学校問題解決支援チーム」というのを設けることに対するような案になっております。

そのことについては、12ページにその組織の内容について上げさせていただいております。

1番目の②のところでございますが、3行目からになりますけれども、学校が単独でその対応に苦慮する事案等々が起こってきた場合に適切に対応していく、それから、学校で発生したいじめの重大事態事案の調査を行うというような内容にいたしております。

この重大事態ということについてが先ほど目次の第3に上げてありましたところの重大事態への対処ということになりまして、当然、日田市教育委員会としましても、このことについて対応はして

いきますし、学校でもまずこのことについては対応していかなければなりません。

19ページをお願いいたします。重大事態が起こった場合に、学校は教育委員会を通じて、日田市長に事態発生については報告するということになっておりますので、こういった問題が発生した場合には、教育委員会としての組織、日田市としての組織というのも設置する必要がございます。したがいまして、今申し上げた「校内いじめ等の防止対策委員会」とは別に、「日田市学校問題解決支援チーム」というものを設置するとともに、学校の「いじめ防止対策委員会」というのを母体にして、新たに重大事態が発生した学校の「いじめ調査委員会」というものを日田市教育委員会としても設置をして、そして、学校問題支援チーム、こういったものを活用しながら迅速な対応を進めていくという内容になっております。

さらに、25ページになりますけれども、日田市教育委員会が調査結果の報告等を日田市長に行う必要があります。日田市長は再調査、これにかかる措置をとらなければならないとなっておりますので、日田市においてもその担当窓口を設置して、市長の指示等により調査委員会等を設けていくことになっております。

この場合は、教育委員会が附属機関として設けます学校問題解決支援チームのメンバーとは別メンバーを組織して対応に当たるということが必要となっております。

具体的に申し上げますと、教育委員会の附属機関として来年度からつくる学校問題解決支援チームに入っていただく弁護士さんがいらっしゃったら、その弁護士さんとは別の方を選任して市の再調査委員会に入っていただくという内容になっております。これを重大事態発生時だけまとめたものが26ページの対応のフロー図になっております。

このように、現在既に対応していることもございますけれども、新たにこの法の施行を受けて教育委員会に附属機関をつくるということ、それから日田市の市長部局とも話をいたしまして、この重大事態発生時の組織の設置について現在お願いをしております。

この法については、もう既に施行されておりますので、基本的には学校がいち早く基本方針を作成しなければなりませんので、先日の校長会で未定稿でありますけれども、こういった案については示した上で今日お諮りをし、最終的にこの方針でよいという議決をいただければ学校にまた周知し、学校で作業を進めてまいりたいと考えております。4月1日からこの方針にのっとった対応ができるよ

	<p>うに議決のほうをお願いするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	どうぞ、お尋ねをしてください。はい、どうぞ。
永 山 委 員	<p>26ページのフロー図がちょっと私どうしてもわかりにくくて、今まで見直したんですけど、19ページの1にある重大事態が発生した場合ということに、日田市教育委員会は、市長のほか県教育委員会にも報告するという、同レベルのような記述がありますよね。フロー図で見ると、全く別のところにこれが出てきているので、何かこのフロー図もう少し簡単にというか、見やすい形にもしなれば一工夫できるといいなとちょっと思ったんですが、市教委が発生の報告するのは県教委と市長は同じタイミングですよね、何かそういうのもちょっとこれ見えてこないので、これもう一度見直す時間つてありそうですか。</p>
学校 教育 課 長	<p>具体的には、26ページの赤で囲んだ重大事態発生のその下の四角のもう一つ下、日田市教育委員会から横に矢印が出て、一斉報告としている日田市長、大分県教育委員会は同じタイミングというふうに、ここを考えているところなんですけれども、ここのことでしょうか。</p>
永 山 委 員	<p>一番下の下3分の1ぐらいのところに、そこから市長がどう動くかというのが全く離れてるからちょっと見えにくいなと思ったんです。</p>
学校 教育 課 長	<p>2カ所に市長というところが出てくるということにもなってるわけです。わかりました。日田市は、流れが一本になるように、ちょっとここは考えさせていただきたいと思います。</p>
委 員 長	ほかにありませんか。はい、どうぞ。
諫 本 委 員	<p>今、基本方針にのっとった形で組織の説明等していただいたんですけど、一つ一つの内容は理解できるんですが、これ見てもちょっと何がどうなってるのか、ちょっと混乱するような感じが、事実こういう方針があって、そういう委員会等をつけていくのできちんと作っていくので、それ自体は異論はないですけれども、例えば私たち</p>

	<p>ちとか、保護者の人たちとかに説明するときに、これじゃちょっと説明しきれないと思います。保護者の人たちから言うと、重大事態っていうのは特別でしょうけれども、普段何かちょっとあったときに、どういうふうな動きをするのかということがやっぱり関心事だろうと思うんですね。</p> <p>ですから、できれば最後に何かフロー図をつくって、何かがあつたときに、最初に校内の会議があって、それで、そこにこういう人たちがいて、それで処理しきれないような事態であった場合には、日田市の支援チームに依頼するということをフロー図か何かをまとめていただいたほうが説明がしやすいのではないかなと思います。</p>
学校教育課長	<p>今回この推進法によって、重大事態の部分について新たにということがありましたので、この部分だけを確かにつくったところがございます。</p> <p>先ほど申し上げました15ページの校内いじめ防止等対策委員会というのが既にあるような格好のものを、この基本方針の中でさらに位置づけて、今こんな対応をしてるけれども、さらにここに位置づけるということを、今御説明したつもりなんですが、今行ってる対応と、この重大事案の対応とということで、きっちつと分けて、今してることの流れでとわかるようにという御指摘だと思いますので、どこに入れるかは、ちょっと考えさせていただきたいんですが、1ペーパーにまとまるように、同じようなフロー図を考えさせていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>今やってることが主になりますけれども、この基本方針は学校現場からいじめをなくすことの対応と、いじめがあったときどのように解決していくのか、その二本立になってると思います。この法ができるときに、学校現場にどれだけこの内容を浸透させ、共有していくかという何かお考えがあれば。</p> <p>まず1点は、いじめ等の話があったときに、児童、生徒が、これはいじめなのか、いじめでないのか理解や承知しているのかということ、それといじめの早期発見というのが一番大事ですから、この15ページにあるチェックリストというのがありますね。これは、チェックリストは学校ごとにいわゆる校内防止対策委員会でチェック項目を学校ごとに整理してるのか、いわゆる日田市教育委員会、教育のほうで一つの原則的な内容なのか、充実したものを作り現場に流しているのか、その2点をちょっとお聞きしたいですね。</p>

学校 教育 課 長	<p>1点目の学校現場にどう浸透させていくかという問題ですけれども、このことについては、これまでこういったように一つにまとめたような方針というのは確かに備えておりませんでしたので、今回の法によって改めてこういうふうに整理することができたと認識をいたしております。</p> <p>もう一つ、子どもたちに対して、この内容がということをございましたが、学期に1回だけではなくて、学校によっては毎月いじめの調査を校内でやるということがございます。国からもそういった調査がおりてくるものがございましたので、それをベースにし、学校独自のものをその中に盛り込んだりとかいう対応をしていますが、もう一つとして、日田市には「生徒指導協議会」という組織を設けております。これは学校が自主的に学校の組織として集まってつくってるものなんんですけど、こちらで共通のいじめ調査のひな型というのをつくっていただいたこともございますので、共通のものがあるか、ないかと問われたときには一つはございます。それに学校が独自で内容を少し盛り込んだりとかいう格好で工夫をしながら、つぶさに実態を洗い出すような工夫をしながらやっているところです。</p>
委 員 長	ほかにありませんか。
田 島 委 員	<p>保護者の立場から、この最後の26ページを見ますと、何か重大な事態が起きたときに、ほかの子どもたちがどのようにケアされるのかっていうのが多分一番気になるところだと思うんですね。</p> <p>この26ページは調査、事故確認の、事実確認の調査をどのようにするかということを書かれてるんだとは思うんですけど、ここ19ページのこの学校CRTですか、この部分がとても保護者には一番気になるところなんじゃないかと思いますので、ちょっと別なのかもしれませんけど、親としてはそこをどこかに明記していただけると、自分たちの子どもは何か起きたときはそこで守られるというような安心感につながる気がいたします。</p>
学校 教育 課 長	<p>全国的に残念ながら見られたこれまでの重大事案のケースも、そういう対応というのが当然報道等でもなされておりました。確かにおっしゃるとおりだと思っています。</p> <p>今こういった対応に当たる体制というのは、人はいるということありますけれども、そういう方たちがまた、どのように動いて</p>

	<p>いただくかと、そういう方々の活用について、今御意見いただきましたように、この緊急対応の中に周りの子どもたちに対する支援ということも文言として盛り込ませていただきたいと思います。</p>
委 員 長	<p>他にありませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、まとめますと、この基本方針につきましては、非常につぶさに内容、検討された中身ですから、これが学校現場とか、育友会の方とか、あるいは社会教育の現場あたりにこういうお話をするときに、非常に理解しやすいフローチャートようなものを、これにつけ加えた、わかりやすい資料にしていただいて、この方針の実施と充実を図っていただければと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>そういうことでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」という声あり)</p> <p>では、議案第21号について、承認します。</p>
教 育 長	<p>議案第22号日田市スポーツ推進委員の委嘱について、社会教育課、お願ひします。</p>
社会教育課長	<p>議案資料の14ページをお願いいたします。</p> <p>私からは、議案第22号日田市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本議案は、五和地区のスポーツ推進委員の退任に伴います日田市スポーツ推進委員規則第4条の規定に基づき、新委員を委嘱するものでございます。新委員は、田中陽一様でございます。職業は消防士で特技はウエイトリフティングと水泳でございます。なお、任期は前委員の在任期間の平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。また、前委員であります五和地区の梶原五男さんにつきましては、学識経験者として選任し、スポーツ推進委員として引き続き活動をしていただきます。</p> <p>15ページから16ページにつきまして、日田地域スポーツ推進委員規則を添付させていただいております。</p> <p>社会教育課からは以上でございます。</p>
委 員 長	<p>ご質問、ご意見は、ありませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>それでは、議案第22号、原案のとおり可決いたします。</p>

教　育　長	<p>議案第23号咸宜園教育研究センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程の一部改正について、咸宜園教育研究センター、お願ひします。</p>
咸宜園教育研究センター係長	<p>咸宜園教育研究センターでございます。議案集の17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第23号咸宜園教育研究センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程の一部改正についてでございます。</p> <p>咸宜園教育研究センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めるものでございます。</p> <p>改正後についてでございますが、18ページをお願いいたします。この規程は咸宜園教育研究センターに勤務する職員について日田市職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第14条第6項の規定に基づき、週休日及び勤務時間の割り振りの特例を定めるもので、職員の勤務時間の割り振りは、月曜日から日曜日までの間、午前8時30分から午後5時までとし、所長が職員ごとに割り振りを行うものとし、その間に45分間の休憩時間を置くものです。</p> <p>職員の週休日は、日田市職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例施行規則で定めているところにより、所長が職員ごとに指定する勤務日とし、1週間当たり1日以上の割合で設けるものとするものでございます。</p> <p>改正の理由としましては、咸宜園教育研究センターの休館日水曜日においても、整理作業や関係機関及び本市の行政機関内部との事務調整を行うなど職員の勤務時間の割り振りを行える日とし、職員の休日勤務の削減及び事務改善のため、規程について見直しを行うものでございます。</p> <p>具体的に申しますと、センターの休館日であります水曜日は、現在、職員が勤務しない日となっていますので、例えば会議への出席や展示物の入れかえ作業、出張等が発生した場合には、週休日の振替届を提出しまして休日を変更し、時間外の勤務を行っていましたが、この規程を見直しまして、水曜日を職員が勤務できる日とすることで、事前に職員の休日を確保することができ、時間外の勤務も削減できるなど、事務改善につながるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委　員　長	<p>23号議案についてお尋ねがありましたらおっしゃってください。 （「ありません。」の声あり）</p>

	議案第23号、議案のとおり可決いたします。
教 育 長	議案第24号日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正について、学校給食課、お願いします。
学校 給 食 課 長	<p>学校給食課でございます。議案集の20ページから22ページでございます。議案第24号日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>この規則の一部改正につきましては、日田市学校給食調理場の設置に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。その表中、改正前の調理場名、「日田市津江小学校給食調理場」、運営協議会として「津江小学校給食運営協議会」及び「日田市津江中学校給食調理場」、「津江中学校給食運営協議会」を改正後、調理場名を「日田市津江学校給食共同調理場」、運営協議会名を「津江学校給食運営協議会」と改正するものでございます。</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
委 員 長	<p>御質問ありましたらどうぞ。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>この議案第24号、原案のとおり可決といたしました。</p> <p>議案第25号につきまして御説明をお願いします。</p>
教 育 長	議案第25号日田市社会教育指導員の委嘱について、人権・同和教育室、お願いします。
人権・同和教育室長	<p>議案集23ページでございます。日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>現在、人権・同和教育室には社会教育指導員が1名おりますけれども、任期が1年となっております。その指導員の任期満了に伴い、日田市社会教育指導員に関する規則第5条に基づき、再任のお願いをするものでございます。お名前は小野尚美氏、現在1年目を終えようとしておりますけれども、大変すばらしい社会教育指導員でございますので、引き続き再任のお願いをするものでございま</p>

	<p>す。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>みなさん、よろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>議案第25号、原案のとおり可決となります。</p>
教 育 長	議案第26号小野小学校「平成24年度卒業生向けアルバム」等の配付遅延事案にかかる教職員の指導処分の判断について。
委 員 長	<p>本案件の内容については、人事案件でありますから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項に基づきまして、非公開にしたいと思いますが、委員の皆様方いかがでしょうか。</p> <p>(全員から「はい」という声あり。)</p> <p>それでは、法に定めております3分の2以上ご同意いただきましたので本案につきましては、非公開審議といたします。よろしくお願ひします。</p>
<p>《以下、会議内容については非公開のため、 概要のみを記載する》</p>	
委 員 長	議案第26号小野小学校「平成24年度卒業生向けアルバム」等の配付遅延事案にかかる教職員の指導処分の判断について説明を求める。
学校 教育 課 長	議案の概要についてこれまでの経過及び処分について説明。
各 委 員	内容について質問等を行なう。
学校 教育 課 長	各委員からの質問等について回答する。
委 員 長	処分について判断する。
委 員 長	<p>人事案件が終わりましたので、これ以降は非公開とはせずに、公開といたしますが、よろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>議案第27号日田市教育委員会公印規則の一部改正について。</p>

教　育　長	議案第27号日田市教育委員会公印規則の一部改正について、教育総務課お願いします。
教育総務課長	<p>議案第27号「日田市教育委員会公印規則の一部改正について」でございます。</p> <p>追加議案集の1ページから4ページでございます。本案は、4ページの改正理由にございますとおり、日田市学校給食調理場の設置に関する条例の一部改正に伴いまして、必要な措置を行うものでございます。具体的には、1ページから2ページにかけて、太字で囲った部分の改正前の内容を改正後のとおりとするものでございます。また、3ページでは、別表2として、改正後の内容といたすもの、また、その他は、号数を繰り上げるものでございます。施行日は、平成26年4月1日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委　員　長	<p>御質問ありましたらどうぞ。ありませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>議案第27号、原案のとおり可決といたしました。</p> <p>議案第28号につきまして御説明をお願いします。</p>
教　育　長	議案第28号日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について、教育総務課お願いします。
教育総務課長	<p>議案第28号「日田市教育委員会文書取扱規則の一部改正について」でございます。追加議案集の5ページから6ページをお願いします。本案は、6ページの改正理由にございますとおり、日田市学校給食調理場の設置に関する条例の一部改正に伴いまして、必要な措置を行うものでございます。具体的には、5ページの、太字で囲った部分の改正前の内容を改正後のとおりとするものであります。施行日は、平成26年4月1日としております。</p> <p>以上でございます。</p>
委　員　長	<p>ただいまの質問に御質問ありませんか。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>議案第28号、原案のとおり可決といたしました。</p> <p>以上で議事については、終わります。</p>

教 育 長	次に、協議事項に入ります。日田市老人保健福祉計画策定委員会委員の推薦について、教育総務課お願いします。
書 記	<p>議案集の 26 ページをお願いいたします。</p> <p>協議事項、日田市老人保健福祉計画策定委員会委員の推薦について、でございます。</p> <p>この件につきましては、昨年 12 月に高倉委員の後任として、田島委員を推薦し、残任期間について就任していただいたところであります。この策定委員会委員そのものの全体の任期が今月いっぱいでありますことから、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 3 年間について、あらためて教育委員より推薦をして欲しいということでございます。</p> <p>推薦についての協議のほど、よろしくお願ひします。</p>
委 員 長	<p>計画策定に関わることで、田島委員がすでに内容もおわかりでもあるし、再任も可能であれば、引き続き田島委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「はい。」という声あり。)</p> <p>田島委員さんよろしくお願ひします。</p>
田 島 委 員	はい。
教 育 長	報告事項に入ります。寄附採納報告、平成26年2月期採納分お願いします。
書 記	<p>議案集の 28 ページをお願いいたします。報告第 7 号「平成 26 年 2 月期分寄附採納」について、でございます。地区寄付が香典返しを含めますと 3 名 3 件、一般寄附が 2 名 2 件ございました。最初の香典返しにつきましては、天瀬町の佐藤さんから「いつま小学校」に S D ・ C D 付レコーダーとスピーカーを 1 台ずつ。それにヘッドホンを 2 個の 10 万円相当をいただきました。亡くなった佐藤さんのお父さんが以前、教頭先生と赴任されていたことがあって、その関係でいただいたとのことであります。次に、三芳小学校の育友会から、ベルマーク活動により、一輪車を 9 台、5 万 9,400 円相当をいただいております。城内新町の梶原さんから桂林小学校に 2 万円いただきました。桂林小学校には梶原さんのお孫さんが在校しているとのことであります。一般寄附につきましては、映画「じんじん」日田市上映実行委員会よ</p>

	<p>り、図書 50 冊 5 万円相当をいただきました。これは、映画の上映による収益金からの寄附でございます。最後に日田玖珠法人会より、新小学校 1 年生にライト付防犯ブザーを 618 個、32 万円相当をいただきました。この寄附は、平成 21 年より継続していただいておりまして、入学式に合わせて全 1 年生に学校経由で配る予定となっております。以上、2 月には計 5 件、合わせまして 54 万 9,400 円相当の寄附をいただいております。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
委 員 長	<p>ご質問は、ございますか。</p> <p>(「ありません。」の声あり)</p>
教 育 長	<p>次に、報告事項 教育委員会制度改革の概要報告について、お願ひします。</p>
教育総務課長	<p>報告事項「教育委員会制度改革の概要報告について」でございます。別冊資料をお願いいたします。時間の都合上、主な点のみご説明させていただきます。</p> <p>まず、14 ページをお願いします。昨年 5 月の文部科学省の資料から、『現在の教育委員会制度』についてでございますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育委員会制度の仕組み</li> <li>② 教育委員会制度の趣旨</li> </ul> <p>そして、組織を図式化したものです。</p> <p>次の 15 ページは、「指摘されている課題」として、あげられております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 権限と責任の所在が不明確</li> <li>(2) 地域住民の意向を十分に反映していない</li> <li>(3) 教育委員会の審議等が形骸化している</li> <li>(4) 迅速さ、機動性に欠ける</li> </ul> <p>など、4 項目に整理して、それぞれ、いくつかの説明文をまとめております。なお、同様に 10 ページから 12 ページでは、文部科学省のホームページから「教育委員会の在り方」を参考資料として、添付いたしておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いします。</p> <p>こうした中で、資料にはございませんが政府は、内閣の私的諮問機関でございます、『教育再生実行会議』から、昨年 4 月に「教育委員会制度を抜本的に改革する必要がある」などとした、第 2 次提言を受けております。その後、同月に文部科学大臣名で「中央教育審議会」</p>

	<p>へ「今後の地方教育行政の在り方について」具体的な制度設計に関する諮問をおこなったものでございます。</p> <p>この結果、資料の 7 ページから 9 ページにございますとおり、昨年 12 月に「中央教育審議会」から答申が出されたもので、その中の抜粋部分として、制度改革案のイメージ図の 2 案を添付いたしました。</p> <p>この 2 案の大きな違いは、8 ページは、首長を執行機関とし、教育委員会は「特別な執行機関」とする案。次の、9 ページは、現行制度を見なおしたタイプで教育委員会は「性格を改めた執行機関」として残す案でございます。この答申による改革案を受けた結果、「教育の政治的中立性の確保」を論点に、政治主導によります新たな改革の議論がなされてきたところでございます。6 ページは、自民党の改革案のイメージ図として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会を「執行機関」として残す</li> <li>○ 教育委員長と教育長を統合し新ポストとする</li> <li>○ 首長が主催する「総合教育施策会議」を設け、教育行政の大綱的な方針を決定する</li> </ul> <p>などが主な点でございます。</p> <p>こうした中、最終的に、政府与党内で結論づけました内容として、1 ページから 4 ページに、そして、その時の、新聞報道の写しを添付いたしております。内容の説明は割愛させていただきます。</p> <p>今後のスケジュールなどでございますが、政府は「地方教育行政法改正案」を 4 月中に、国会へ提出するとしています。</p> <p>なお、現在では、具体的な、法律の改正案の内容が出ておりません。また、法改正の成立時期が明らかではございませんので、今後の法施行時期や改正内容の実施時期など、今後の国会の動向を注視し、必要に応じまして、教育委員の皆様へ情報の提供を行ってまいる考えでございます。以上でございます。</p>
委 員 長	<p>ただいまの説明にご質問ありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」という声あり。)</p>
教 育 長	<p>新年度の定例教育委員会の中で、随時資料を見ていただきながらご意見を伺うことになると考えています。</p> <p>それでは、その他に入らせていただきます。日田市立学校管理職、教務主任合同会議についてです。学校教育課、お願いします。</p>

学校 教育 課 長	日田市立学校管理職、教務主任合同会議についてですが、来月 14 日 月曜日 13 時 30 分から市役所 7 階大会議室で開催いたします。この会 議の中で、毎年委員の皆様から、一言ずついただいておりますので、 今年も同様にお願いしたいと考えております。時間は、5 分程度を考 えております。どうぞよろしくお願ひします。
教 育 長	続きまして、4 月期定例教育委員会会議の日程について、教育総務 課、お願ひします。
書 記	4 月期の日程でございますが、4 月 24 日木曜日、午後 3 時からお 願いをいたします。 以上でございます。
委 員 長	よろしいですか。 それでは、本日の定例委員会はこれで終わります。お疲れさまでございました。

終了時刻：午後 5 時 12 分